

## 「落札者決定基準」

入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」「企業の信頼性、社会性」をもって入札に参加し、次の1、2及び3の要件に該当する者のうち、総合評価により得られた評価値（以下「総合評価値」という）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、総合評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- 1 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。  
なお、標準点は100点とする。  
$$\text{基準評価値} = \text{標準点} / \text{予定価格} \times 100,000,000$$
- 3 入札価格が甲州市低入札価格調査実施要領の調査基準価格を下回った者は次の要件を満たしていること。
  - (1) 評価点の合計が参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。
  - (2) 入札価格が調査基準価格の85%を下回らないこと。

## 総合評価の方法

ア 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。なお、標準点は100点とする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価値} / \text{入札価格} \times 100,000,000 \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000 \end{aligned}$$

イ 「加算点」については、下記「1」「2」の評価項目ごとに評価をおこなった結果、評価項目ごとの得点（以下「評価点」という）の合計値が最高の者に「加算点の満点」を与え、他の者はそれぞれの「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

$$\text{加算点} = (\text{評価点の合計値} / \text{評価点の合計値の最高点}) \times \text{加算点の満点}$$

加算点、評価値は小数第3位まで表示

「1」企業の技術力について

「2」企業の信頼性社会性

ウ 評価の基準

簡易型の施工計画は、下表5項目から1～2項目を選択する。

特別簡易型は、施工計画を選択しない。

施工計画以外の項目は、特別簡易型、簡易型共通とし、工事特性、公告においての必須要件を踏まえて選択する。

「1」企業の技術力について

評価項目	評価基準	評価点
<b>施工計画</b>		
1 工程管理に係わる 技術的所見  「 に係る技術的所見」	工程管理が適切であり、工程上重要な項目が記載され、工夫が見られる	10
	工程管理が適切であり、工夫が見られる	5
	工程管理が適切である	0
	未記入、または不適切である	欠格
2 品質管理に係わる 技術的所見  「 の品質管理について」	品質の確認・管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫が見られる	10
	品質の確認・管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5
	品質の確認・管理方法が現地条件を踏まえ適切である	0
	未記入、または不適切である	欠格
3 施工上の課題に 対する技術的所見  「 の対策について」	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫が見られる	10
	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5
	課題に対して、現地条件を踏まえ適切である	0
	未記入、または不適切である	欠格
4 安全管理に留意 すべき事項  「 に留意すべき 」	留意事項が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫が見られる	10
	留意事項が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5
	配慮事項が現地条件を踏まえ適切である	0
	未記入、または不適切である	欠格
5 施工上配慮 すべき事項  「 に配慮すべき 」	配慮事項が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫が見られる	10
	配慮事項が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5
	配慮事項が現地条件を踏まえ適切である	0
	未記入、または不適切である	欠格
<b>設置予定技術者の能力</b>		
( 1 )		
6 資格	1級土木施工管理技士等または技術士	1
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0
7 同種工事の施工実績 ( 2 )	主任技術者（監理技術者）として同種工事の実績	2
	担当技術者として同種工事の実績あり	1
	その他	0
8 優良工事技術者表彰 ( 3 )	表彰の実績 あり	1
	表彰の実績 なし	0

9 工事成績 工事成績評定点の 平均点 ( 4 )	75点以上	2
	70点以上75点未満	1
	70点未満又は成績実績なし	0
	取組なし又は取組状況が上記未満	0

企業の施工実績		
10 同種工事の施工実績 ( 2 )	甲州市又は国・都道府県・公社等の同種工事の実績	2
	他市町村・公営企業等の同種工事の実績	1
	その他	0
11 工事成績 当該工種での工事成績 評定点の平均点 ( 4 )	80点以上	4
	75点以上80点未満	2
	70点以上75点未満	1
	70点未満又は成績実績なし	0
	過去2年間連続平均点が60点未満 または、前年度以降において55点未満の工事成績がある者	-2
12 優良工事表彰の有無 ( 3 )	特別表彰あり	3
	表彰あり(特別表彰との重複はしない)	1
	表彰の実績なし	0
13 事故及び不誠実な行為 ( 5 )	指名停止(3ヶ月以上)	-4
	指名停止(1ヶ月以上3ヶ月未満)	-2
	指名停止(1ヶ月未満)	-1
14 品質管理・環境マネジメントシステムの取り組み状況	ISO9001又は14001の認証を取得済み	1
	認証を未取得	0

- 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてとることができる。この場合、審査資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、最も低い評価を受けたものをもって算定する。
- 同種工事の実績は、過去10年間及び当該年度の実績を対象とする。
- 優良技術者表彰及び優良工事表彰は、山梨県優良工事表彰制度により過去3年間及び当該年度において工種を問わず表彰実績があれば対象とする。
- 工事成績評定点の平均点は、山梨県発注工事で過去2年間に完成したもの及び当該年度の工事成績が公告日より1ヶ月前に確定したものをを用いるものとする。  
配置予定技術者の工事成績は、主任技術者(監理技術者)として最終登録された全ての工事を対象とする。  
企業の工事成績は、入札参加資格とした工事の業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)と同一業種の工事成績を対象とする。
- 事故及び不誠実な行為は、前年度及び当該年度の審査日までを対象期間とし、複数回指名停止を受けた場合は、合計日数とする。また、指名停止期間が前々年度から前年度にまたがっている場合は、対象年度の日数だけでなく全ての日数を対象とする。

「 2 」 企業の信頼性社会性

評価項目	評価基準	評価点
地域精通度 ( 1 )		
1 地理的条件 ( 企業 )	施工実績あり	1
	施工実績なし	0
2 地理的条件 ( 技術者 )	施工実績あり	1
	施工実績なし	0
3 主たる営業所の有無	市内に本社・本店あり	2
	市内に商業登記済の支店又は営業所あり	1
	市内に営業拠点なし	0
地域貢献度		
4 市内在住役員・従業員数 ( 2 )	10人以上	3
	5人～9人	2
	4人以下	1
	市内在住者なし	0
5 本市との災害協定 ( 3 )	協定の締結あり	1
	協定の締結なし	0
6 土木施設等緊急維持修繕 業務委託の実績 ( 4 )	受託実績あり	1
	受託実績なし	0
7 除雪業務委託等の実績 ( 4 )	受託実績あり	1
	受託実績なし	0
8 その他の地域貢献 ( 5 )	実績あり	1
	実績なし	0

- 1 地域精通度については、甲州市内での過去10年間及び当該年度の施工実績を対象とする。
- 2 当該年の1月1日現在とする。
- 3 当該年度における実績とする。
- 4 甲州市が発注した土木施設等緊急維持修繕業務委託及び除雪業務委託の実績とし、対象期間は過去5年間及び当該年度とする。
- 5 その他の地域貢献は、ボランティア活動、労働福祉、県産資材、県内下請企業の優先活用等から必要に応じ選択することができる。